

令和7年3月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

紫波町長 熊谷 泉

市町村名 (市町村コード)	紫波町 (03321)	
地域名 (地域内農業集落名)	志和地区 (牡丹野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月12日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当地域の農地利用の維持、発展に寄与するため、農地の借受ができる農事組合法人牡丹野を平成27年3月に設立している。 ・農事組合法人牡丹野は、設立前の集落営農を担っていた任意の農業生産組合の役割を担い、法人名で地域内の農家分の米出荷を行っている。また、小麦及び二毛作のそばの作付・出荷を行っている。 <p>【地域の基礎データ】農業者(水稻耕作者12名、うち50歳以下2名)、法人1経営体(組合員12名、役員6名)</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家の高齢化及び農業用機械の老朽化により、経営困難となり、農地の貸し出し希望が徐々に増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・農作業の効率化を図るため、更にスマート農業の利用を図る。 ・水稻及び小麦の乾燥調製のため、法人施設を整備し、地域農業の経営安定を図る。 ・水稻直播種栽培による労働の省力化と農業資材の低コスト化を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	63.72 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	62.62 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<ul style="list-style-type: none"> ・営農を継続できない者の農地は、農地中間管理機構を通して集約し農事組合法人で借り受け、地域の農業及びコミュニティを維持していく。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、農事組合法人等中核農業者に位置付けられる者を担い手として農地集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸付し、担い手の経営意向を斟酌しながら段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は概ね終了していることから、担い手のニーズを踏まえ、活用できる事業を活用し暗渠整備など農用地の汎用化を必要に応じて行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
経営規模縮小等の意向のある農地を把握し、他地域から参入希望のある者に対し農地の貸付け等を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・小麦やそばの生産に関して、農事組合法人で他地区から受託し行っていく。 ・不足するオペレーター等は、農作業を受託している他地区から有能な人材を発掘する。 ・水稻の育苗については、今後農地の担い手への集約が進み不足する場合は、土館農業生産組合に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカが目撃情報があった場合には、速やかに対応できる体制を構築し、併せて捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②化学肥料の施肥量を減らし、有機質リサイクル肥料に換えることにより、経費削減と化学肥料の低減を図る。
- ③作業の効率化、オペレーターの高齢化に対応するために、スマート農業の導入を進める。
- ⑦多面的機能支払交付金活動組織や水利組合と連携し、農地や水路、農道などの保全管理を行い、地域ぐるみで農村環境を守る取り組みを進める。
- ⑧農業用施設は、営農や農業を担う者の状況を考慮し、農事組合法人の出荷調整施設を整備し集約化を進める。
- ⑨畜産経営農業者が堆肥を供給するなど、耕種との連携により特別栽培に取り組む体制を整備する。